

結婚祝金申請書

申請日 令和 年 月 日

公益財団法人 日本教育公務員弘済会鹿児島支部長 殿

次のとおり証明書を添え結婚祝金の給付を申請します。なお、私の個人情報は当会の福祉事業の運営に利用することを了承します。

会 員 氏 名	Ⓜ	会員生年月日	昭 和 年 月 日 平 成
	(旧姓)	会員所属名 (学校名等)	
配偶者氏名		事由発生日 (婚姻日)	令 和 年 月 日

証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所属長 職名
氏名



振 込 先	銀行・信金・信組 農協・労金	支 店	支 店・支 所 出張所・代理店
預金種類	普通 ・ 貯蓄	口座番号	
フリガナ		電話番号	()
名 義			

- (注) 1 福祉事業規程を確認し、事由発生から1年以内に申請してください。
2 証明がとれない場合は、「婚姻届の受理証明書」または「戸籍抄本」(いずれも原本、発行3か月以内のもの)を添付してください。
3 振込先口座は、預金通帳を必ず確認のうえ正確に記入してください。
4 「個人情報の取扱いについて」
・ 適正に取得した個人情報は当会の福祉事業の運営に利用します。
・ 当会の個人情報の取扱いについては、当会ホームページ(<http://www.nikkyoko.or.jp>)をご覧ください。

※鹿児島支部記入欄

会員番号		結婚祝金金額	10,000円	No.	
教弘保険 加 入	昭 和 年 月 日 平 成 令 和	保険種類		毎月の 保険料	
支部長	事務局長	係	受付日	送金日	備 考

誕生祝金申請書

申請日 令和 年 月 日

公益財団法人 日本教育公務員弘済会鹿児島支部長 殿

次のとおり証明書を添え誕生祝金の給付を申請します。なお、私の個人情報は当会の福祉事業の運営に利用することを了承します。

会 員 氏 名	⑩	会員生年月日	昭 和 年 月 日
		会員所属名 (学校名等)	
誕生者氏名		事由発生日 (誕生日)	令 和 年 月 日

証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所属長 職名
氏名

公印

振 込 先	銀行・信金・信組 農協・労金	支 店	支 店・支 所 出張所・代理店
預金種類	普通 ・ 貯蓄	口座番号	
フリガナ		電話番号	()
名 義			

- (注) 1 福祉事業規程を確認し、事由発生から1年以内に申請してください。
- 2 証明がとれない場合は、「出生届の受理証明書」または「戸籍抄本(誕生者)」(いずれも原本、発行3か月以内のもの)を添付してください。
- 3 振込先口座は、預金通帳を必ず確認のうえ正確に記入してください。
- 4 「個人情報の取扱いについて」
- ・ 適正に取得した個人情報は当会の福祉事業の運営に利用します。
 - ・ 当会の個人情報の取扱いについては、当会ホームページ(<http://www.nikkyoko.or.jp>)をご覧ください。

※鹿児島支部記入欄

会員番号		誕生祝金金額	12,000円	No.	
教弘保険 加入	昭 和 年 月 日 平 成 令 和	保険種類		毎月の 保険料	
支部長	事務局長	係	受付日	送金日	備 考

小学校入学祝金申請書

申請日 令和 年 月 日

公益財団法人 日本教育公務員弘済会鹿児島支部長 殿

次のとおり証明書を添え小学校入学祝金の給付を申請します。なお、私の個人情報は当会の福祉事業の運営に利用することを了承します。

会 員 氏 名	⑩	会員生年月日	昭 和 年 月 日 平 成
小 学 校 入学者氏名		会員所属名 (学校名等)	
		事由発生日 (小学校入学日)	令 和 年 月 日
証 明 書 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属長 職名 氏名 公印			
振 込 先	銀行・信金・信組 農協・労金	支 店	支 店・支 所 出張所・代理店
預金種類	普通 ・ 貯蓄	口座番号	
フリガナ		電話番号	()
名 義			

- (注) 1 福祉事業規程を確認し、事由発生から1年以内に申請してください。
- 2 証明がとれない場合は、「戸籍抄本(入学者)」(原本、発行3か月以内のもの)を添付してください。
- 3 振込先口座は、預金通帳を必ず確認のうえ正確に記入してください。
- 4 「個人情報の取扱いについて」
- 適正に取得した個人情報は当会の福祉事業の運営に利用します。
 - 当会の個人情報の取扱いについては、当会ホームページ(<http://www.nikkyoko.or.jp>)をご覧ください。

※鹿児島支部記入欄

会員番号		小学校入学祝金金額	10,000円	No.	
教弘保険 加入	昭 和 平 成 令 和 年 月 日	保険種類		毎月の 保険料	
支部長	事務局長	係	受付日	送金日	備 考

福祉事業規程

公益財団法人 日本教育公務員弘済会鹿児島支部

結婚祝金贈与規程

第1条 教弘会員が結婚したとき、結婚祝金を贈呈するものとする。

2 夫婦とも教弘会員の場合、それぞれに結婚祝金を贈呈するものとする。

第2条 結婚祝金の請求は、所属長の証明を得て支部長宛申請する。

2 結婚したことの認定は、社会通念上婚姻と認められる事実に基づくものとし、この事実のあった日をもって、結婚祝金請求の事由発生の日とする。

第3条 結婚祝金の請求は、結婚事由発生後1年以内に行わなければならない。

第4条 結婚祝金は、別表第1によるものとする。

誕生祝金(出産祝金)贈与規程

第1条 教弘会員に子が誕生したとき、誕生祝金を贈呈するものとする。

2 夫婦とも教弘会員の場合、それぞれに誕生祝金を贈呈するものとする。

第2条 誕生祝金の請求は、所属長の証明を得て支部長宛申請する。

第3条 誕生祝金の請求は、子の誕生後1年以内に行わなければならない。

第4条 誕生祝金は、別表第1によるものとする。

入学祝金贈与規程

第1条 教弘会員の子が小学校に入学したとき、入学祝金を贈呈するものとする。

2 夫婦とも教弘会員の場合、それぞれに入学祝金を贈呈するものとする。

第2条 入学祝金の請求は、入学した学校長又は勤務する所属長の証明を得て支部長宛申請する。

第3条 入学祝金の請求は、入学の日から1年以内に行わなければならない。

第4条 入学祝金は、別表第1によるものとする。

火災・風水害・地震見舞金贈与規程

第1条 教弘会員が火災・風水害・地震の災害を受けたとき、見舞金を贈呈するものとする。

第2条 見舞金は次のとおり、程度によって別表第1により見舞金額の全額又は半額及び5分の1の3種に類別する。

(1) 全額贈与

ア 住居及び家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき

イ 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき

ウ 住居又は家財に、前号ア又はイと同程度の損害を受けたとき

(2) 半額贈与

ア 住居及び家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき

イ 住居又は家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき

ウ 住居又は家財に、前号ア又はイと同程度の損害を受けたとき

(3) 5分の1贈与

ア 住居及び家財の5分の1以上が焼失又は滅失したとき

イ 住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき

ウ 住居に床上浸水の被害があったとき

エ 住居又は家財に、前号ア・イ・ウと同程度の損害を受けたとき

第3条 見舞金の請求は、次の書類を添え所属長の証明を得て支部長宛申請する。

(1) 火災・風水害・地震見舞金申請書

(2) 災害状況報告書(公立学校共済の写しでも可)

(3) 罹災証明書(全額・半額のみ)

(4) 工事見積書等

(5) 現場の写真

第4条 見舞金の請求は、災害発生の日から1年以内に行わなければならない。

30歳誕生祝贈与規程

第1条 教弘会員が30歳の誕生日を迎えたとき、記念品を贈呈するものとする。

第2条 誕生祝の請求は不要とし、教弘会員が30歳を迎えた年度内に給付する。

第3条 誕生祝の記念品は、別表第1によるものとする。

40歳誕生祝贈与規程

第1条 教弘会員が40歳の誕生日を迎えたとき、記念品を贈呈するものとする。

第2条 誕生祝の請求は不要とし、教弘会員が40歳を迎えた年度内に給付する。

第3条 誕生祝の記念品は、別表第1によるものとする。

50歳誕生祝贈与規程

第1条 教弘会員が50歳の誕生日を迎えたとき、記念品を贈呈するものとする。

第2条 誕生祝の請求は不要とし、教弘会員が50歳を迎えた年度内に給付する。

第3条 誕生祝の記念品は、別表第1によるものとする。

宿泊施設利用補助規程

第1条 教弘会員が日教弘鹿児島支部指定宿泊施設を利用する場合、別表第1により宿泊補助として利用券を発行するものとする。

第2条 教弘会員の同伴扶養家族1人まで同額を補助する。

第3条 教弘会員並びに同伴扶養家族に対する宿泊補助は、単年度につき、それぞれ10泊を上限とする。

健診(検診・検査)補助規程

第1条 教弘会員が日教弘鹿児島支部委託検査機関の実施する健診(検診・検査)を受ける場合、別表第1により補助するものとする。

第2条 教弘会員の扶養家族1人まで同額を補助する。

芸術公演鑑賞補助規程

第1条 教弘会員が日教弘鹿児島支部選定の芸術公演を鑑賞する場合、別表第1により補助するものとする。ただし、申込みが定員を上回った場合は抽選とする。

第2条 教弘会員の同伴者1人まで同額を補助する。

料理の夕べ参加補助規程

第1条 教弘会員が日教弘鹿児島支部主催の料理の夕べに参加する場合、別表第1により補助するものとする。ただし、申込みが定員を上回った場合は抽選とする。

第2条 教弘会員の同伴者1人まで同額を補助する。

友の会参加規程

第1条 友の会会員が日教弘鹿児島支部主催の友の会に参加する場合、友の会会員は現住所のある地区の友の会に参加するものとする。ただし、申込みが定員を上回った場合は抽選とする。

第2条 友の会会員の参加費については、別表第1による。

別表第1

項 目	金 額 等	摘 要
結 婚 祝 金	10,000円	事由発生から1年以内の申請
誕 生 祝 金	12,000円	
入 学 祝 金	10,000円	
火災・風水害・地震見舞金	80,000円(全額)	
30歳誕生祝	5,000円の クオカードを贈呈	12月に贈呈。ただし、12月以降に 教弘会員になった場合は3月に贈呈
40歳誕生祝		
50歳誕生祝		
宿泊施設利用補助	1泊 2,000円	教弘会員並びに同伴扶養家族の宿泊の 上限は単年度につき、それぞれ10泊
健診(検診・検査)補助	検査料金の3分の2程度	
芸術公演鑑賞補助	公演料金の2分の1程度	申込みが定員を上回った場合は抽選
料理の夕べ参加補助	利用料金の2分の1程度	申込みが定員を上回った場合は抽選
友の会参加	参加費は全額支部負担	申込みが定員を上回った場合は抽選

◆ 教弘会員とは、ユース教弘保険10口以上又は新教弘保険(A型・B型)10口以上、新教弘保険S型5口以上、新教弘保険K型1口以上の加入者とする。ただし、平成22年度以前の教弘会員は、引き続き教弘会員としての資格を得たものとするが、口数の無い教弘保険加入者は除く。(令和8年4月1日変更)

◆ 結婚祝金・誕生祝金・入学祝金の贈与については、加入した日(契約始期日)から6か月遡及して適用することができる。(平成26年4月1日から施行)

◆ 芸術公演鑑賞補助規程(令和2年4月1日から施行)

◆ 30歳誕生祝贈与規程(令和4年4月1日から施行)

◆ 40歳誕生祝贈与規程、料理の夕べ参加補助規程、友の会参加規程(令和6年4月1日から施行)

◆ 50歳誕生祝贈与規程(令和8年4月1日から施行)